

京都市交通局管理規程第15号

京都市交通局主任等設置規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局主任等設置規程の一部を改正する規程

京都市交通局主任等設置規程の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

高速鉄道部施設課	保線主任
----------	------

」

を

「

高速鉄道部技術監理課	保線主任
------------	------

」

に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)